

平成29年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成29年 9月13日
招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
開会(開議) 平成29年 9月13日(水) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 7番 池田 賢治 議員 8番 安部 大助 議員

1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	14番	遠藤 義光
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	15番	池田 信博
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	16番	福田 晃
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春		
6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	定住対策課長	鳥井 登
副町長	大庭 孝久	農林水産課長	佐々木 千明
教育長	村尾 秀信	上下水道課長	田中 秀喜
代表監査委員	嶽野 正弘	建設課長	山崎 龍一
総務課長	八幡 哲	大規模事業課長	河北 尚夫
会計管理者	池田 賢一	総務学校教育課長	池田 茂良
企画財政課長	渡部 誠	生涯学習課長	中林 眞
税務課長	藤木 正英	布施支所長	竹本 久
町民課長	名越 玲子	五箇支所長	金坂 賢一
福祉課長	長田 栄	都万支所長	佐々木 義直
保健課長	平田 芳春	企画財政課長補佐	石田 寛弥
環境課長	藤川 芳人	総務課長補佐	野津 千秋
観光課長	吉田 隆		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 中村恵美子

1. 町長提出議案の題目

報告第 3 号 継続費精算報告書について

議 第 81 号 平成 29 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 3 号)

議 第 82 号 平成 29 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 1 号)

議 第 83 号 平成 29 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算
(第 1 号)

議 第 84 号 平成 29 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算
(第 1 号)

議 第 85 号 平成 29 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算
(第 1 号)

議 第 86 号 平成 29 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

議 第 87 号 隠岐の島町定住奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

議 第 88 号 隠岐の島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例

議 第 89 号 町道路線の認定について

議 第 90 号 物品購入契約の締結について〔地上散布機スパウタースプレーヤー購入〕

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

認定第 1 号 平成 28 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2 号 平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

認定第 3 号 平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計歳入歳出
決算の認定について

認定第 4 号 平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計歳入歳出
決算の認定について

認定第 5 号 平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計歳入歳出

決算の認定について

- 認定第 6 号 平成 28 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 平成 28 年度隠岐の島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 平成 28 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9 号 平成 28 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算に認定について
- 認定第 10 号 平成 28 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 11 号 平成 28 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 12 号 平成 28 年度隠岐の島町中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 13 号 平成 28 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 14 号 平成 28 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から、平成 29 年第 3 回隠岐の島町議会定例会を開会します。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により 7 番：池田賢治 議員、
8 番：安部大助 議員を指名します。

日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 27 日までの 15 日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から9月27日までの15日間に決定しました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、平成29年第2回定例会以降の議会に関する行事・会議等はお手元に配付した資料のとおりであります。

主なるものを、ご報告を申し上げます。

まず、この間、兵庫県猪名川町、西予市、高山市議会が行政視察に来られました。

視察内容は、定住促進、隠岐ユネスコ世界ジオパークの取り組みでございました、町長をはじめ、担当課のご協力により無事対応することができました。今後ともよろしく願いいたします。

8月1日から3日にかけて、産業建設常任委員8名と大規模事業課長、議会事務局の計10名で福井県高浜町の新庁舎を視察いたしました。

原子力発電所を抱える町であり、議場等を含め全体的に贅沢なつくりであり本町の新庁舎とは比較ができない部分もありますが、災害時の拠点施設としての機能整備、住民にやさしく利用しやすい庁舎という面では参考になる部分が多くあったと伺っております。

また、8月21日から23日にかけて、総務教育民生常任委員7名と事務局の計8名が京都府精華町を視察いたしました。

健康増進施策、「せいか365健康づくり」プロジェクトの取り組み等を調査いたしました。住民参加の多様な取り組みは学ぶべきことが多かったと伺っております。それぞれ大変実りある視察となりました。

両委員会の視察につきましては、後日、委員長からも報告があるものと思います。

8月15日には、恒例の隠岐の島町成人式が隠岐島文化会館で挙行され、新成人89名の出席があり、お祝いをいたしました。

また、成人式にあわせて定住対策課がアンケートを取ったところ、約6割の方が将来隠岐に帰ってきたいという結果であるとの報告を受けました。大変心強く感じているところであります。

9月12日は、議会ペーパーレス会議システムのプロポーザルが開催され、議会からも2名の選定委員を選出し実施されました。

議会タブレットの導入に向けて、本格的に稼働してきたという思いを強くしたところであ

ります。

続いて、去る6月定例会において議決されました委員会提出議案について、お手元に配付した「意見書処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は事務局に保管してありますので、必要に応じてご覧いただきたいと思っております。

最後に、9月6日の議会運営委員会までに1件の請願・陳情を受理いたしました。お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

また、議員の派遣について前回の定例会に諮ることのできなかつた派遣につき、別紙のとおりご報告いたします。

以上で、「諸般の報告」を終ります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

○番外（町長 池田高世偉）

皆さんおはようございます。

平成29年第3回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

猛暑日の続いた夏も過ぎ去り、一雨ごとに秋の気配を感じさせてくれる今日この頃であります。議員の皆様には、益々ご壮健のご様子、先ず以ってお慶び申し上げます。

本日は、平成29年第3回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、ご多忙にも関わりませぬご出席をいただきありがとうございます。本議会は、平成29年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の一部改正並びに平成28年度決算認定案件など28件の諸議案をご提案させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、6月に開催をいたしました「第2回議会定例会」以降の、主な事項につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、「夏季大阪ジェット便」の搭乗結果等につきまして、ご報告申し上げます。

ジェット機就航12年目を迎えました本年は8月1日から8月31日までの1か月間、就航いたしました。

機材は、昨年同様165人乗りのボーイング737-800型機が就航し、台風5号接近による1

往復の欠航を除き、安定して運航されたところでございます。

本年は、搭乗率77%を目標に掲げ、関係者一丸となって集客に取り組んでまいりましたが、最終搭乗率は、79.4%と昨年度に続き目標を上回ることができました。また、最終搭乗者数は7,865名となり、欠航が1便も無かった前年と比較しましても170名増の好成績を得ることができました。

今回は、大手旅行代理店からの誘客の他、町内中学校の修学旅行利用、或いは、友好都市である豊中市関係者、京都島根県人会、東海島根県人会等の皆様の多大なご協力をいただき、多数のお客様にご搭乗いただきましたことが、増員の大きな要因となっています。

期間中、町民の皆様をはじめ関係者の皆様方には、深いご理解とご協力をいただきましたこと改めて感謝申し上げます。

次に、国際交流事業として、ポーランドクロトシン市で開催された「野外アートフェスティバル」へのちぎり絵グループ派遣及び国際交流員の配置につきまして、ご報告を申し上げます。

7月26日、文化交流の一環として、在ポーランド日本大使館とクロトシン市の共催で開催された野外アートフェスティバルへのご招待を受け、都万地区在住でちぎり絵製作の田中郁子さんと田中晴美（きよみ）さん及び副町長外職員1名が参加いたしました。

野外アートフェスティバルでは、クロトシン市民の皆様に対し、日本の伝統文化のひとつである和紙を利用したちぎり絵製作の実演と体験教室により、その魅力を広めることができました。日本のそして、隠岐の文化・伝統を披露できたことは高く評価されることであります。日本の文化をこよなく愛するポーランド国民にとって、今回の訪問は大変意義があり、ちぎり絵製作を通し、日本をまた隠岐を理解していただくきっかけになったのではないかと確信しています。

また、7月31日から国際交流員としてポーランド共和国からラチンスカ・イザベラさんをお迎えし、観光課に配置いたしました。このことにより、町民の皆様を対象とした教育・文化交流事業をはじめ、隠岐ユネスコ世界ジオパークの魅力発信などを更に進めていきたいと考えております。

今後、隠岐の文化を国内外に広めていくため、島根県や島根県経済同友会などの関係機関との連携を密にしながら慎重に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、隠岐ユネスコ世界ジオパークの再認定に係る現地審査の実施につきまして、ご報告

申し上げます。

7月20日から23日にかけて、ユネスコ世界ジオパークの4年に1度の再認定に係る現地審査が行われました。北アイルランド・中国より2名の審査員が来島され、隠岐諸島を回り、ジオパークの活用の状況等をこまめに確認されました。審査の結果につきましては、当初予定より遅くなり、本年11月下旬から12月頃になる見込みですが、審査終了後の講評におきましては、お蔭様で両審査員から高い評価をいただきました。

今後も、隠岐4町村、島根県及び関係諸団体が連携を強化し、隠岐ユネスコ世界ジオパークの利活用と教育の推進に努めてまいります。

次に、柳本晶一氏の「隠岐の島町スポーツ観光大使」任命につきまして、ご報告申し上げます。

昨年度から本町にて、子ども達のバレーボール教室等を通し、積極的にご支援いただいている柳本晶一氏に対し、去る7月8日のご来島時に、第1号となる「隠岐の島町スポーツ観光大使」にご就任いただきました。

柳本氏は、輝かしい経歴と豊富な経験から、バレーボールのみならずスポーツ全般に亘る支援活動の他、淡路島や奄美大島等、他の離島においても積極的に地域貢献に尽力されている方であり、今後、柳本氏のネットワークを駆使していただき、子ども達から高齢者の方までがスポーツを通じた健康で明るい生活の向上を図り、地域活性化につながることを、また、全国に本町を広くご紹介していただけるものと大きな期待を寄せているところです。

今後、同氏と連携を密にし、活動を展開してまいります。

次に、「青少年の非行・被害防止」及び「社会を明るくする運動」メッセージの伝達式について、ご報告申し上げます。

7月3日、内閣府の「青少年の非行・被害防止メッセージ」及び法務省の「社会を明るくする運動メッセージ」の伝達式が役場ふれあいセンターで行われました。

隠岐の島警察署長から「青少年の非行・被害防止メッセージ」を、また、隠岐地区保護司会長から「社会を明るくする運動 内閣総理大臣メッセージ」をそれぞれ伝達していただきました。

本町といたしましても、青少年が、犯罪をおかさないよう、また、非行に陥らないよう、健全育成を地域社会で支えるなど関係団体と地域が一体となり活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、大相撲八角部屋の隠岐合宿について、ご報告申し上げます。

7月26日から30日の間、第7回目となる大相撲八角部屋の隠岐合宿が開催されました。

今年も伊勢ノ海部屋との合同合宿となり、八角親方、伊勢ノ海親方及び隠岐の海関をはじめとした郷土力士6名のほか、両部屋の力士など総勢41名の方々が来島されました。

公開朝稽古に加え、恒例となりました「ちびっこ相撲教室」や地元力士を中心に保育所の訪問などが行われました。

ご支援、ご協力いただきました島民の皆様方に、この場をお借りしましてお礼申し上げます。

現在、大相撲九月場所が開催されています。隠岐の海関をはじめ、郷土力士全員がこの隠岐合宿で養った英気により、良い成績を挙げるものと確信しておりますので、引き続き皆様方の応援をよろしくお願いいたします。

次に「国土交通大臣杯 第10回全国離島交流中学生野球大会」につきまして、ご報告申し上げます。

国土交通大臣杯第10回全国離島交流中学生野球大会が、8月21日から25日にかけて、沖縄県石垣市において全国の離島23自治体の代表24チームの参加により盛大に開催されました。

本町からは、西郷南中学校、五箇中学校の3年生10名で「隠岐の島あんやらず」を結成、全国の離島の仲間達との交流、そして優勝を目指し参加いたしました。

初戦に、「種子島中学校」チームと対戦し、2対0で惜しくも勝利をつかむことは出来ませんでした。優勝チームは、昨年と同じ宮古島のチームで2連覇となりました。

今大会に参加した子ども達は、他の離島の選手たちとの交流を通じて、一人ひとりが全国の離島が持つ役割や人々が離島に住む意味を考え、“ふるさと”のありがたさを改めて感じ、将来の「隠岐の島町」を担う若者へと成長するものと感じているところでございます。

隠岐の島町の代表として力いっぱいプレーした選手のみなさん、2か月にわたり熱心に選手を指導いただいた平井監督、滝下・名越両コーチの方々に対しまして、改めてここに感謝を申し上げます。

そして、次回大会でございますが、平成30年度の「第11回全国離島交流中学生野球大会」につきましては、鹿児島県種子島での開催と決定いたしましたので、併せてご報告いたしますとともに、引き続き参加できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に「平成19年8月隠岐豪雨災害から10年事業シンポジウム」につきまして、ご報告申し上げます。

平成 19 年 8 月末隠岐豪雨災害から 10 年となるのに合わせ島根県と共催し 8 月 20 日に、隠岐島文化会館において「これからの備えを考える」と題した防災シンポジウムを開催いたしました。

当日は、模型による災害実験や救急救命実演等の防災体験コーナーや大ホールにおいて、隠岐高等学校吹奏楽部の演奏をかわきりに、講演、パネルディスカッションを行いました。約 300 名の方々にご来場いただき、これからの災害への備えを考える良い機会とすることができたと思っております。

私もパネリストとして参加いたしまして貴重な意見交換を行うことが出来ました。引続き町民の皆さま、地域及び関係機関と連携いたしまして、災害に強い安心で安全な「良かったが響くまちづくり」に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に「隠岐の島町消防操法大会」につきまして、ご報告申し上げます。

隠岐の島町消防操法大会を 9 月 3 日に、中村漁港岸壁において開催いたしました。

当日は、秋晴の元それぞれの方面隊を代表した 10 チームの精鋭が出場し、東郷分団飯田班が栄えある優勝を飾りました。

精悍な姿を目の当たりにいたしまして、使命感あふれる消防団魂に深く感動し、頼もしさを感じた一日でありました。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げましたが、6 月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長（石田茂春）

以上で、「行政報告」を終ります。

日 程 第 5. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の報告第 3 号「継続費精算報告書について」から認定第 14 号「平成 28 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの 28 件を一括して議題とします。

日 程 第 6. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました 28 件議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

本日提案いたしました諸議案につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、報告第3号の「継続費精算報告について」ご説明いたします。

平成26年度から3か年の継続事業で実施してまいりました、西郷浄化センター建設事業が、平成28年度で完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により別紙のとおり報告するものであります。

次に、議第81号「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」から議第86号「平成29年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」までの6件の補正予算についてご説明いたします。

まず、議第81号の「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は1億6,879万5,000円の追加でありまして、補正後の予算額を178億8,641万3,000円とするものであります。

補正の主な内容は、マイナンバーシステム改修事業、木質ペレット製造施設整備事業、観光振興関係事業、飯美港改修事業及び雇用機会拡充事業に要する経費を追加しております。

また、人件費につきましては4月の人事異動等に伴いまして補正計上しております。

これらの財源につきましては、国県補助金、地方債等の特定財源のほか、繰越金を計上しております。

更に、普通交付税及び臨時財政対策債が確定いたしましたので、併せて補正いたします。

また、「第2表地方債補正」のとおり歳入歳出予算の補正に伴いまして、限度額の変更を行っております。

次に、議第82号の「平成29年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は5,380万2,000円の追加でありまして、補正後の予算額を23億1,780万2,000円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費の減額と、国保広域化に伴う事業報告システム改修費、納付金額決定による前期高齢者納付金及び財政調整基金積立てによる増額であります。

財源につきましては、国庫補助金、前期高齢者交付金、繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議第83号の「平成29年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は469,000円の追加で

ありまして、補正後の予算額を9,516万9,000円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費を増額するものであります。

財源につきましては、繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議第84号の「平成29年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は652万1,000円の減額でありまして、補正後の予算額を1億3,797万9,000円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費及び一般事務費の増額と、歯科診療所医師の隠岐病院への配置換えに伴いまして、賃金から負担金へ変更するものであります。

財源につきましては、繰越金を増額し、一般会計繰入金及び医師等派遣料を減額するものであります。

次に、議第85号の「平成29年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は492万円の減額でありまして、補正後の予算額を1億3,468万円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費の減額と、医師住宅の修繕費並びに修理不能となった医療機器の更新による増額であります。

財源につきましては、繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議第86号の「平成29年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は3,590万1,000円の追加でありまして、補正後の予算額を18億9,270万1,000円とするものであります。

補正の主な内容は、4月の人事異動に伴う人件費、中村漁港漁業集落排水整備事業及び五箇地区公共下水道施設整備事業に係る経費を減額し、汚水処理施設整備事業、雨水処理施設整備事業、久見漁港漁業集落排水整備事業及び市町村設置浄化槽施設整備事業に係る経費を追加するものであります。

財源につきましては、国庫補助金、地方債及び繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額するものであります。

また、「第2表地方債補正」のとおり歳入歳出予算の補正に伴いまして、限度額の変更を行っております。

続きまして、議第87号から議第88号までの2件につきましては、条例の一部改正に関する議案であります。

まず、議第87号の「隠岐の島町定住奨学資金貸与条例の一部を改正する条例」についてご

説明いたします。

隠岐広域連合が実施しております、医療技術修学資金貸与制度との違いを明確にすることにより、さらに広く定住を志向する若い世代の人材確保を促進するため、条例の改正を行うものであります。

次に、議第 88 号の「隠岐の島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。内閣府令「特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」が改正されたため、保育の必要量や有効期間等の確認について、国の基準に沿って条例の改正を行うものであります。

次に、議第 89 号の「町道路線の認定について」ご説明いたします。
宅地造成に伴い、道路用地として土地の提供を受けたため、新たに認定するものであります。

次に、議第 90 号の「物品購入契約の締結について〔地上散布機スパウタースプレーヤー購入〕」についてでございますが、去る 8 月 22 日、4 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、島根県農業協同組合隠岐地区本部農機センターが落札いたしましたので、同社と契約金額 885 万 6,000 円で物品購入契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、諮問第 1 号から第 3 号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明いたします。

本町の人権擁護委員 10 名のうち、野津憲一氏、重栖隆快氏及び脇田千代志氏が本年 12 月 31 日をもって任期満了となることから、引き続き同 3 名を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、認定第 1 号の「平成 28 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第 14 号「平成 28 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの認定案件 14 件は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、決算書の調製を終え、監査委員の審査が終了いたしましたので、同項の規定に基づき監査委員の意見書をつけて、議会の認定に付するものであります。

また、財政健全化法により、決算認定にあたり健全化判断比率とその関係書類についても監査委員の審査に付し、同法第 3 条の規定により監査委員の意見書をつけて当該比率を議会に報告するものであります。

まず、一般会計決算の概要であります。歳入総額は 152 億 1,250 万 4,650 円、歳出総額は 149 億 3,911 万 3,206 円の決算となり、歳入歳出の差引額であります形式収支額は 2 億 7,339 万 1,444 円の黒字となり、次年度への繰越財源を控除した実質収支額は 2 億 4,642 万

円余の黒字となったところであります。

各特別会計についてであります。厳しい財政運営ではございましたが、一般会計からの繰入金などで収入を確保し黒字決算となっております。

続きまして、平成28年度普通会計決算における財政状況の概要についてご説明申し上げます。

財政の弾力性を示す経常収支比率は、前年度より1.6ポイント増加し88.7%となりましたが、公債費の比率は30.4%から30.2%と改善されております。

また、地方債の残高につきましては、発行額を抑制してきた効果から前年度比で6億5,861万円余り減額になり、215億1,493万円余りとなっております。

基金の残高につきましては、前年度比で840万円余り減額になり、56億1,840万円の残高となっております。

次に、財政健全化法に基づく判断比率についてご報告いたします。

この判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率の四つの指標がございます。

このうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の二つの比率につきましては、本町は全会計で黒字決算でありますので、算定の対象外でございます。

実質公債費比率につきましては、3箇年平均で表す指数が前年度の14.1%から12.8%へと1.3ポイント改善されています。

将来負担比率につきましては、基準数値350%に対しまして、本町の比率は86.1%でありまして、昨年より1.7ポイント改善いたしました。

また、公営企業における資金不足比率につきましては、本町の対象事業は上水道事業がございしますが、資金不足になっていないことから対象外であることを報告いたします。

これら決算の概要につきましては、歳入歳出決算書をはじめ、配付いたしました決算関係書類をご覧くださいますようお願いを申し上げ、説明を省略させていただきますのでご了承をお願いいたします。

以上、28件の諸議案につきましてご説明を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

日 程 第 7. 決 算 審 査 報 告

「決算審査報告」を行います。

監査委員に、決算審査の報告を求めます。

番外：嶽野代表監査委員

○番外（ 代表監査委員 嶽野正弘 ）

町長から審査に付されました、平成 28 年度隠岐の島町一般会計、特別会計、及び公営企業会計でございます上水道事業会計の歳入歳出決算の審査を行いましたので報告をいたします。

私は、この 4 月から監査委員に着任いたしました嶽野でございます。

同じく 5 月に議会から選任されました池田監査委員と初めての決算審査に、全国町村監査委員協議会が編集している標準町村監査基準に基づき取り組みました。よろしく願いいたします。

それでは、「決算審査報告書」に基づきまして、また補足しながら報告をさせていただきます

審査の対象は、一般会計及び上水道事業会計を除きます 12 の特別会計の決算でございます。

審査は、8 月 21 日から 29 日までの 4 日間をかけて実施いたしました。

審査の手続きは、町長から提出されました「歳入歳出決算書」「歳入歳出決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」について計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適切か、及び予算の執行については関係法令に従って効率的になされているか、などに主眼をおき、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続きを実施いたしました。

特に、歳入においては調定額と収入未済額の調査を、歳出においては予算の不用額が多額な科目について、事業の内容調査を重点的に行いました。

ちなみに決算関係資料の主要施策の説明書は審査対象外としておりますので、ご承知おきください。

審査の結果でございますが、提出された各調書の計数は誤りの無いものと認めました。

なお、昨年、平成 27 年度の決算書等と、今回、平成 28 年度の決算書等の計数で整合性のない箇所が見つかりました。内容調査の結果、平成 28 年度の計数が正しいことが判明いたしましたので、その旨申し添えます。

財政状況につきましては、一般会計の予算規模でございますが前年度比で 4.4%の伸びでしたが、歳入予算の収入率は 3.2%、歳出予算の執行率は 2.6%の伸びに留まりました。

結果、歳入歳出の差引額これは形式収支残額でございますが、ここから翌年度に繰り越す

財源（繰越明許費）2,696万5,000円を差し引いた2億4,642万7,000円が実質収支額となり、うち地方自治法第233条の2の規定により1億5,000万円を基金に積み立てしています。

次の表でございますが、現年度分と繰越明許費のそれぞれの予算現額、収入済額、収入率、支出済額、執行率の平成28年度分、平成27年度分、対前年度の比率の表でございます。

表の下の記述でございますが、対前年度比率の表の合計欄に示すとおり、収入率で1.2%、執行率で1.7%と収支ともに前年度より率が下がっております。こうした点から、審査において、歳出では、多額の予算不用額や、未執行の科目、事業に主眼をおき内容調査をしたところです。

特別会計は、全会計において黒字決算でした。

なお、下の表でございますが、駐車場事業特別会計と中財産区特別会計を除きます特別会計の歳入には、一般会計からの繰入金がございます、その総額は9億9,298万円となっております。これは法で定められています一般会計からの繰出し基準によるものが大半でございますが、運営赤字解消のための繰入金によって黒字決算となっている会計もございます。

また、簡易水道事業特別会計におきましては、平成29年度から上水道事業に統合されることから3月末日で決算を行いまして、通常では4月・5月の会計整理期間で処理される収入、支出が平成29年度の上水道事業会計に引き継がれております。

審査意見について、三点ほど掲げました。

まず一点目ですが、予算執行率等の件ですが、先ほど申しましたように、予算に対する収入率、執行率が前年度に対して低下している状況です。率だけでは判断できない面もありますが、理由が無い予算の未執行や多額な不用額が生じることは、予算審議を行った議会や住民に対して信頼を損なうことがございますので、今後の予算編成については十分留意いただきたいと意見を申し上げます。

二点目は、税等の滞納処理の件でございます。

収入未済額の状況をまとめて表記しておりますが、住民から徴収すべき収入未済額は、全会計合わせまして2億1,532万1,000円と試算いたしております。また、各科目におきましては、数人の大口滞納者の金額が相当なウェートを占めている状況も今回調査で判明したところでございます。

収納につきましては、努力されていることを評価いたしておりますが、こうした経済状況から平成28年度にも新規の滞納者が発生している現状から、より一層、徴収業務に努力するよう望むものでございます。

一方、不納欠損処理につきましては法的根拠に基づき適正な処理が行われていましたが、4会計で1,512万円もの多額な財源を放棄しております。公正な徴収業務を行うためにも、時効までに、早期の徴収を行うことに努力いただきたいと思います。

三点目は、財政の健全化の件でございます。

まず、「財源の確保と、経費節減を図り、効果ある事務事業の執行に努めて頂きたい。」とこの記述は、地方自治法第2条の規定を言い換えたものでございます。

次に基金の関係ですが、平成28年度も基金による地域づくり事業を展開しておりますが、今後も積極的な基金の有効活用を望むものでございます。

以上が、平成28年度一般会計、特別会計の決算審査の報告でございます。

続きまして、決算審査と同時に行いました「基金の運用状況の審査について」ご報告申し上げます。

この審査は、特定の目的のために定額の資金を運用する基金が当該年度において無かったので審査は行わなかった、旨の報告でございます。

続きまして、やはり、決算審査と同時に行いました「普通会計の財政健全化の審査」でございます。

健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四項目について、その算定基礎及び比率が適正に作成されているかどうか審査を行いました。

まず、その算定基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認め、比率につきましては、先ほど町長が「提案理由の説明」にもありましたが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字決算であることから該当数値はなく、問題はございません。実質公債費比率及び将来負担比率におきましても、前年度より改善し、良好であり、是正改善を要する事項はございません。

以上が、一般会計等の決算審査報告でございます。

続きまして、上水道事業会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

審査は、6月30日と8月29日の2日間で行いました。

審査の手続きは、「決算報告書」「財務諸表」「事業報告書等の決算附属書類」について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続を実施いたしました。

企業会計でございますから、決算関係の書類は一般会計等と異なり、慣れないと大変読み取りにくいものでございました。

審査の結果でございますが、提出された書類は関係法令に準拠して作成されており、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数に誤りはなく、上水道事業の経営成績及び当年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

予算執行状況について報告いたします。収益的収入全体の予算収入率は98%、中でも水道使用料は101.8%という予算額以上の収入額となり、一方、収益的支出の執行率は91.7%でした。

資本的収入の予算収入率は73.2%、資本的支出の執行率は85.5%と、施設整備費等に係る収支の予算執行額の影響が大きく、低い率に留まっております。

経営状況であります。営業収益は、2億4,800万3,000円で前年度より73万6,000円の微増でございました。営業費用は2億491万4,000円で前年度より457万3,000円の減額となり、これに営業外収益、費用などを加除した今年度の純利益は3,924万5,000円、当年度末・処分利益剰余金は1億6,633万1,000円で決算しております。利益剰余金には、このほかに減債積立金が1,000万円あります。

簡易水道事業と統合することにより、経営状況は大きく変わり新たな費用負担が生じることが予測されますことから、将来の経営安定のため平成29年度から料金改定が実施されております。

審査意見は、一般会計等と同様に滞納処理について意見を述べるものでございます。

水道料の収入未済額が簡易水道事業分を含めまして3,800万円となっておりましてうち87%の金額が10万円以上の大口滞納者によるものでございます。徴収業務には、より一層努力して、経営の安定、住民負担の公正性を確保していただきたいと思うところでございます。

以上が、上水道事業会計の決算審査の報告でございます。

続きまして、決算審査と同時に行いました「公営企業の経営健全化の審査」について報告いたします。

資金不足比率について、その算定基礎及び比率が適正に作成されているか審査するものでございますが、書類は適正に作成されていることを認めました。

比率につきましては、経営健全化における実質的な資金不足を生じていないため、該当比率は生じないことから問題ございません。

よって、是正改善を要する事項はありませんでした。

以上をもちまして、一般会計等、及び上水道事業会計の決算審査についての報告といたします。

○議長（石田茂春）

以上で、「決算審査報告」を終ります。

ただ今から、10時45分まで休憩とします。

（ 本会議休憩宣告 10時25分 ）

○議長（石田茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時45分 ）

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10時45分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10時45分 ）

○議長（石田茂春）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 11時22分 ）

日 程 第 8. 決算特別委員会の設置について

「決算特別委員会の設置について」を議題とします。

お諮りします。

隠岐の島町議会委員会条例第5条の規定によりまして、決算に関する調査研究について、私、議長を除く15人の委員をもって構成する「決算特別委員会」を設置し、これに付託の上、調査することとし、調査期間は調査終了までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

ご異議ありませんので、15人の委員で構成する「決算特別委員会」を設置し、調査することに決定いたしました。

また、正副委員長の選出につきましては、議会運営委員会で協議の結果、委員長に遠藤義光副議長、副委員長に高宮陽一議員、前田芳樹議員の両常任委員長を選任し、委員会の運営にあたっていただきたいと思いますのでご理解ください。

以上で、本日の議事日程は、全部終了いたしました。

明日、9月14日は定刻より「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 1 1 時 2 3 分)

以 下 余 白